

令和 8 年 7 月 21 日
みらい企画創造部
県土整備部

報道関係者各位

「特定利用空港・港湾」に関する政府からの説明について

令和 8 年 7 月 10 日に、政府（内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省）から山形空港、庄内空港及び酒田港を「特定利用空港・港湾」に追加したい旨の説明がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 「特定利用空港・港湾」とは

政府は、自衛隊及び海上保安庁が平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける取組を進めており、この枠組みの対象となる空港・港湾を「特定利用空港・港湾」としています。

「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図ることとされています。

2 政府からの説明資料

- (1) 総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）
- (2) 「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関する Q&A

3 今後の対応

政府からの説明内容を十分に確認し、関係市町等の意見も踏まえながら対応していきます。

問合せ先

【山形空港、庄内空港に関すること】

みらい企画創造部 交通プロジェクト推進課 空港整備担当

電話：023-630-3429

広報監 みらい企画創造部次長 佐藤寿紀

電話：023-630-2894

【酒田港に関すること】

県土整備部 港湾課 港湾整備振興担当

電話：023-630-2401

広報監 県土整備部次長 牧野義幸

電話：023-630-2602